明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**四二）　一

○社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則の一部を改正する省令（**同**四三）　二

○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（**農林水産**一四）　二

○農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令（**同**一五）　二

〔告　示〕

○通信品質の測定条件を定める件の一部を改正する件（**総務**一〇九）　三

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（**法務**一八二）　三

○日本国に帰化を許可する件（**同**一八三）　三

○東日本大震災からの復興を推進するための大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の特例に関する告示（**文部科学**五七）　三

○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき平成二十七年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件（**厚生労働**一三二）　四

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び同条第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（**同**一三三）　四

○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（**同**一三四）　四

○厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（**同**一三五）　四

○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（**農林水産**六八九）　五

○漁港の指定等の一部を改正する件（**同**六九〇）　六

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**六九一～六九九）　九

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**四二七～四三二）　一〇

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**四三三）　一〇

○直轄砂防工事を施行する件（**同**四三四）　一〇

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**四三五）　一〇

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**五七）　一〇

〔国会事項〕

内閣府　防衛省　一〇

〔人事異動〕

内閣府　防衛省　一〇

〔叙位・叙勲〕

労　働　一〇

〔皇室事項〕

諸事項　一〇

〔官庁報告〕

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕

官庁

割賦販売法に基づく同法第十一条の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、建設業の営業の停止命令、建築士懲戒処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　一〇

省　令

○厚生労働省令第四十二号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第九条第二項第二号及び第二十五条第一項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四十三号

社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）を実施するため、社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則の一部を改正する省令

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条中「社会保険審査官及び社会保険審査会法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。